

# 就学援助申請に係る公的証明書について（保護者用）

公的証明書による申請の場合、写しを申請書と一緒に提出してください。

手続き等ご不明な点がございましたら、各小中学校又は熊本市教育委員会事務局学務支援課（電話番号 096-328-2716）にお尋ねください。

## 申請理由（２） 市町村民税の非課税

令和 7 年度（2025 年度）の課税状況が熊本市で確認できる方は、証明書の添付は不要です。

※令和 8 年（2026 年）6 月 1 日以降に申請される場合は、令和 8 年度（2026 年度）の課税状況で審査します。

熊本市外からの転入・単身赴任等により課税状況が確認できない方は、①又は②の方法により提出して下さい。

### ①個人番号を利用する

※個人番号届出書を記入し、個人番号通知カード又は個人番号カードの写しを添付。

### ②市県民税（所得・課税）証明書を提出する

## 個人番号通知カード



又は

## 個人番号カード



## 市県民税（所得・課税）証明書

（様式名は市町村によって異なる場合があります）

| 市県民税（所得・課税）証明書        |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 氏名                    | 住所                   |
| 熊本市 花子                | 熊本市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号 |
| 令和 7 年度（2025 年度）の課税状況 | 所得 〇〇円 課税 〇〇円        |
| 令和 8 年度（2026 年度）の課税状況 | 所得 〇〇円 課税 〇〇円        |

両親（ひとり親の場合は 1 人）の市県民税の課税額が「¥0」である場合に認定を受けることができます。

市県民税（所得・課税）証明書は、令和 7 年(2025 年)1 月 1 日に居住していた市町村で取得してください。

※令和 8 年（2026 年）6 月 1 日以降に申請される場合は、令和 8 年(2026 年)1 月 1 日に居住していた市町村で取得してください。

## 申請理由（３） 国民年金の掛金の免除

### 国民年金保険料免除申請承認通知書

| 国民年金保険料免除申請承認通知書      |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 氏名                    | 住所                   |
| 熊本市 花子                | 熊本市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号 |
| 令和 7 年度（2025 年度）の課税状況 | 所得 〇〇円 課税 〇〇円        |
| 令和 8 年度（2026 年度）の課税状況 | 所得 〇〇円 課税 〇〇円        |

申請者となる方の通知書を添付してください。

※両親がいる場合も、申請者となる方のみの通知書で認定を受けることができます。

### 全額免除、3/4 免除、半額免除が対象です（1/4 免除は対象外）。

令和 8 年度申請の場合は、免除期間に「令和 7 年 7 月から令和 9 年 6 月」が含まれており、申請日時時点で免除対象期間中であることが必要です。

必ず左の 2 面コピーを提出してください。

## 申請理由（４） 児童扶養手当の支給

### 児童扶養手当証書

| 児童扶養手当証書 |                                    |
|----------|------------------------------------|
| 証書番号     | 0123456                            |
| 受給者氏名    | 熊本 花子                              |
| 生年月日     | 平成 02 年 02 月 02 日                  |
| 住所       | 中央区手取本町 1 番 1 号                    |
| 手当月額     | 令和 3 年 8 月 から 42,330 円（全部支給）       |
| 支給対象児童数  | 1 人                                |
| 支給開始年月   | 平成 25 年 02 月                       |
| 支払金融機関   | 〇〇銀行 熊本支店 普通 〇〇〇〇〇〇〇〇              |
| 有効期限     | 令和 7 年 9 月 1 日 から 令和 8 年 10 月 31 日 |

証書は申請日時時点で最新のものを提出してください。

・申請日時時点で有効期限が切れている証書では受付ができません。  
・有効期限が切れていない場合でも、最新の証書がある場合には最新の証書を提出してください。

※令和 8 年度の入学前支給申請をされる場合は、有効期限が令和 8 年 10 月 31 日の証書を提出してください。

※「熊本市ひとり親家庭等医療費受給資格者証」、「（児童扶養手当認定請求書）受領書」、「児童扶養手当認定通知書」等では認定を受けることができません。